

## 予算委員会提出資料（第4分科会）

2007年3月1日

日本共産党 佐々木憲昭

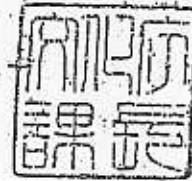
- 1、平成13年10月16日「実地検査の結果について(通知)」(1枚)
- 2、平成13年11月7日「業務の改善措置結果について(報告)」(3枚)
- 3、平成19年2月26日「文化庁とのやりとりについて」(9枚)

13財美学第49の15号  
平成13年10月16日

財団法人 日本美術刀剣保存協会  
事務局長 鈴木 嘉定 殿

文化庁文化財部美術学芸課長

湯山 賢



実地検査の結果について（通知）

平成13年8月30日に実施した実地検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

1 総合的評価 B

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 法人の業務の運営状況     | A |
| (2) 事業の内容及び実施状況    | B |
| (3) 会計処理、収支及び資産の状況 | A |
| (4) 予算及び決算の状況      | B |

2 改善・注意を要する事項

- (1) 刀剣及び刀装具の審査については、今後は財団の役員、職員ならびにその親族は申請できないように改善して頂きたい。
- (2) 旅費については、国家公務員の旅費規程より高いので改善して頂きたい。
- (3) 審査事業の収支をきちんと把握し、収入が過大にならないよう注意して頂きたい。

3 改善期間

上記2 (1)、(2)、(3)の事項については、措置後速やかに報告すること。

注) 総合的評価

- A: 改善の必要がないもの
- B: 法人の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えた方がよいもの
- C: 法令・定款又は寄附行為に反するなど早急に改善をするべきもの

※重要な事項につきB又はCの評価をしたものについては、総合評価でAの評価はしない。

13日刀保第149号  
平成13年11月7日

文化庁文化財部美術学芸課長  
湯山賢一 殿

財団法人 日本美術刀剣保存  
事務局長 鈴木 嘉

## 業務の改善措置結果について（報告）

貴職発、平成13年10月16日付、13美学第49-15号「実地検査の結果について」による当協会の業務の“改善・注意を要する事項”について下記のとおり改善措置を講じたので報告いたします。

### 記

#### 1. 改善事項

##### (1) 審査関係について

刀剣、刀装、刀装具の審査業務は寄付行為で定められた協会の業務のうちでも中核をなすものであり、審査規程を設け、審査員の任命、審査方法等厳正な運営に努めてきたところですが、今後は審査の透明性を確保するうえでご指摘のとおり、役員、職員並びにその親族と審査員を含め、それぞれの立場を考え、内部規律として審査申請が出来ないようにするとともに、チェック機能として審査日前までに申請書の点検を行うことといたしました。

##### 内部規律

①職員については服務心得の一つとして、本人及び親族を含めて厳守するよう徹底する。

②役員については、役員の立場として本人及び親族を含めて厳守するよう徹底する。

##### (2) 旅費について

旅費規程については別紙のとおり第9条「出張旅費の種類」のうち宿泊料及び日当に該当する別表各欄を改正する。

（平成13年12月1日より実施）

#### 2. 注意事項

審査業務の収支については事業全般のバランスを考慮しつつ収入のみが過大にならないように鋭意努力いたします。

10年10月9日 起案		令和1.10.31日 決裁			年01.11.-7日 送結	
会 長	専務理事	事務局長	部 長	課 長	文 書 番 号	
■	■	■	■			
					整 理 番 号	
					13-149	
会 議					起案者	
■					■	
■					■	

標 題

業務の改善措置結果報告にかかる(伺)

去る8月30日に実施された文化庁係官によるNPO協会  
 に対する公益法人実地検査の結果が文書(平成30年10月16日付)  
 を以て通知されてまいりましたが、その旨が指摘される  
 改善事項および注意事項にかかる下記のとおり別紙  
 文書(業務の改善措置結果報告にかかる)を以て回答いた  
 よろしいが伺います。

記

1. 回答文書(送信者名)

事務局長 鈴木嘉定

2. 同上宛先

文化庁文化財部美術学芸課長 湯山賢一

① 文書名 おおむね改善事項・注意事項 (別紙あり)

① 文書名

業務の改善措置結果 にかゝる (報告)

② 指摘事項

審査関係にかゝる

旅費にかゝる

③ 注意事項

審査事業の収支にかゝる

平成19年2月26日

理事各位  
評議員各位

## 文化庁とのやりとりについて

財団法人日本美術刀剣保存協会

### 1、当協会がこれまで理事等に刀剣審査申請を制限してこなかった理由

(1) 当協会の鑑定審査はもっぱら公益を図る目的によるもので、広く申請を認める必要があること

① 当協会が財団法人として認可されたのは昭和23年のことである。

長い間戦争が続き、国民は皆耐乏生活を強いられて来た。戦争が終結した後も、社会の混乱が続き、国民は食うや食わずの生活の中で、美術工芸品として価値ある刀剣類についても焼失してしまったり、紛失したり、あるいは適切に保管されず、せっかく価値ある刀剣類が後世に伝えられない可能性さえ危惧された時代であった。また、当時は占領軍が刀剣類を軒並み没収していたため、国内から刀剣類が危うく壊滅しかかっていた状況下でもあった。

このような状況の中で、我が国の文化、伝統を失うようなことがあってはならないとして、当時の刀剣類に関する造詣の深い方々が集まり、占領軍にかけあって「日本刀の本質」を説いてまわり、多くの刀剣を救い出すことに成功した。さらに、各家々に放置されたままの美術刀剣類を保存させ、また、価値の高い刀剣類を広く公開して、伝統文化に目ざめてもらい、あわせて、これを長く保存してもらうことを目ざして設立されたのが当協会だったわけである。

そして、当協会が刀剣類の鑑定審査を行うようになったのは、美術的に価値ある刀剣類が然るべく保存され、後世に遺されるためには、例えば、在銘作の真偽、そして無銘作の場合はいつの時代の、どの国の、どの流派の、どの刀工の作であるかを極め、また位列・作位・保存状態・資料性・伝来などを総合することで、保存刀剣・特別保存刀剣・重要刀剣・特別重要刀剣まで

の四段階の格付けを行い、それぞれその台帳や図譜を作成して、その文化財としての貴重さを一般に知らしめ、それぞれの作品の所在を明らかにする必要があると考えたからである。

つまり、当協会の活動にとって鑑定審査の業務は最も重要で本質的な業務であるだけでなく、公益性を強く有する活動と言える。

- ② ところが、当協会の鑑定審査が公正で適切であるとの社会的評価が定着したため、結果として、上記の指定を受けた刀が市場や店頭で安心して、また、高値で取引される現象が生じてきた。しかし、これは、まさに当協会の鑑定審査に対する信用が裏付けられた証拠であり、鑑定審査が厳格・公正に行われている証左にほかならない。とはいえ、当協会が鑑定審査を行うのは、決して市場での交換価値を裏付けることを目的とする、いわゆる営利的な活動では全くない。

ところが、近時、怪文書が撒かれ、(あたかも)刀剣売買を通じて営利活動を行う立場からの批判がされ、あたかも理事だけが得をしているかのような誹謗中傷がされるに至っている。しかし、もともと当協会の活動は民間の営利活動を手助けしたり、市場での価値を鑑定したりするものではない。これが当協会の活動を誤って理解している議論であることは明らかである。

むしろ現在でも、審査において受審刀が増加の一途をたどり、新発見の名品が絶えることなく出現していることからみても、未公開の名品が少なからず埋もれていることが考えられ、改めて広くあらゆるところから審査請求のなされることが望まれるところである。

- (2) 理事や親族の申請を拒否するのは弊害が多いこと

刀剣協会は愛刀家をはじめとして刀剣に携わる人々(刀剣商や刀職者など)の集まりである。理事あるいは理事になろうとする者は刀剣界でも各地を代表する指導的立場にあり、同時に最もグレードの高い愛刀家であり、名品を数多く所蔵し、今後もこれを多数収集する可能性の高い人達である場合が多い。にもかかわらず、理事が審査に出せないということになると、せっかく価値ある刀剣類を所有していてもこれを申請をせずに金庫にしまっておくことになり、名品が世に出てこない可能性があり、刀剣の正確な調査という当協会の本来の目的が果たせないことになりかねない。

加えて真面目な考えの理事は自ら理事を辞職してしまう。そして、理事に就任する者も少なくなり、理事の質の低下をうながすことになる(悪い企みの理

事は他者の名で申請してしまうことでこれを脱法しようとするであろう)。こうして理事の質が悪くなれば、公正な協会運営に支障をきたし、能力のある優れた審査員を選ぶことも出来なくなり、審査自体の公正さをも保持することが出来なくなり、当協会の信用を阻害することにもなりかねず、当協会本来の設立目的が達成出来なくなる恐れがある。

また、理事の子息で刀剣に興味を示すケースも少なくないが、理事の親族が受審出来ないとなると、せっかく新しい愛刀家が芽生えようとしているのを潰すことになってしまう。

従って、理事やその親族の申請を排除したりするのは弊害あって実利なしと言える。

### (3) 審査の公正さを目ざすべきであること

審査の公正さを確保することと、理事や職員等による申請を制限することとは、全く別の問題であることを認識する必要がある。

つまり、理事等が申請できないことにしようとする考えは、理事の申請した刀剣類を審査員が理事であることを理由に不公平に（不公正に）合格させる可能性があるとして批判するのであるが、この考えは理事等が内部で不当な圧力をかけて審査の公正を害しているとの前提に立って議論している。仮にこの立場に立ったとしても、その場合の不正を行う危険は理事名で申請するか否かによるものではない。第三者名義であっても理事が圧力を加えることはあり得ることである。よって、この考え方に立ったとしても、理事の申請を制限することでクリアされる問題でないと言える。

しかし、刀剣類を裸身にするなどして、申請者が誰であるか全く審査員に分かり得ないようにしてしまえば、圧力をかけたところで、どの刀剣類かは審査員には不明であるから、不公正な審査は不可能となろう（そして、現在はこのように実施されている）。よって、受審制限にこだわるのではなく、むしろ、端的に審査の公正の確保に万全を期すべきである。

## 2、平成13年の改善案について

### (1) 文化庁の監督権行使（命令）ではないこと

まず、文化庁から平成13年10月16日付「実地検査について（通知）」文書が当協会の「事務局長鈴木嘉定殿」宛に出されている。

内容的には「平成13年8月30日に実施した実地検査の結果」として、同年10



月16日付で「(1) 刀剣及び刀装具等の審査については、今後は財団の役員、職員ならびにその親族は申請できないように改善していただきたい」と記載され、これについては「措置後速やかに報告すること」とされている。

しかし、文化庁は8月30日のたった1日の実地検査だけで刀剣審査実務やその運用の是非を判断できるはずもなく、このように実情を知らない中で、短期間のうちに、当協会の重要な業務の一つである審査制度の具体的な改善策を一方向的に命令するはずはない。

他方で、鈴木回答文書でも①理事会の議決を経ることもなく鈴木事務局長名で短期間のうちにこれを行うこととした旨を回答し、②その裏付けとなる規程の改正さえ添付せず、③実際にも全く実行しようとした形跡が見られない。

もし本当に文化庁が実地調査したうえで刀剣審査の問題を見出し、その改善を促そうとするのであれば、実地検査で見出した問題点を列挙し、これらを除去する方策を当協会の側で検討するよう求めるのが普通である。従って、これが文化庁による監督権の行使とは解しえない。

## (2) 当協会内で「改善案」を検討、実施したことがないこと

当協会の当時の関係する理事数人に聴取したところ、全く聞いていないとのことであった。

理事会での検討の有無について、「文化庁の実地検査の結果」を報告したというのは「総合的評価B」であった旨を理事会で報告しただけの可能性が高い。また、招集通知に資料番号が付されておらず、かつ、当協会で保管しているこの日の議事録には配付したとされる資料が付いていないので、これを省略した可能性も高い。

そして、これを実際に実施しようとするれば、これを周知させ実行させるための仕組みが必要となるはずであるが、刀剣審査規程の改正を始めそのような手続や準備に関する諸規定の整備が全くされていない。例えば、「親族」の範囲が明確でないため、実行にあたってはその範囲を明確にせねばならないが、このような規程も定められていないし、審査申請を受け付ける部署がこれをチェックする手続きも決められていない。また、理事・職員への通達が全くされておらず、かつ、これを毎年或いは新任者へと申し送る手続が決められておらず、これがされたこともない。広く注意を促すため、当然、協会の機関誌「刀剣美術」にこのような制限の存在することを掲載すべきところ、これをしたこともない。つまり、客観的に見て、このとき当協会が組織としてこれを実行しようとした形跡が全く存在しないと言える。

しかも、文化庁から出された平成13年10月16日付「今後は財団の役員、職員並びにその親族は申請できないように改善して頂きたい」との要望については、本来であれば、当協会の設立目的に照らして本質的かつ重大な問題提起であるため、当然、理事会で「議題」として掲げられて議論されねばならない問題であったと言える。ところが、鈴木事務局長の命で[redacted]同年10月29日に起案文を作成し、稟議決裁が10月31日で、文書発送が11月7日となっている。この間、鈴木事務局長と[redacted]だけで、他の役員等には全く踏ることなく、誠に短期間のうちに回答文書が出されている。これだけ短期間のうちに、これだけ重要な問題の回答が、しかも会長名ではなく事務局長名でされていることからすると、当然に文化庁においても、当時の当協会のおかれた状況を正確に把握したうえで、あえて（実行可能性の有無まで精査するつもりもなく）この文書を受け入れた可能性が否定出来ないものと推測される。

そして、不可解なことに、文化庁へ回答した後になってから部課長会議やら理事会に事後報告された形跡のみ残っている。例えば、11月12日の部課長会議で鈴木事務局長は文化庁への回答内容を伝えたかのような記述が残されているが、内容をよく読むと、遡って「平成13年11月1日から実施」といった明らかな虚偽記載がみられるなど、信用性に乏しいことが明らかである。さらに1ヶ月以上経過した同年12月7日になって、初めて理事会で報告したかのような記載が残っているが、本来であれば、理事会で事前に議論されてなければならないにもかかわらず、これをしなかったのであるから、事後に報告することは藪蛇となりかねず、これまた疑わしい。また、理事会招集通知文には添付書類の番号がないことから、実際には添付されていなかった可能性が高いなど、理事会で何処まで報告されたのか疑問が残る。

### (3) 鈴木氏は合意文書作成につき、個人的メリットがあったこと

当協会が調査したところによると、平成12年4月に刀剣等の審査料・指定料を値上げしたため、受審刀数が減少するおそれがあり、鈴木氏は協会の収益を計るために多数の所蔵刀剣を自ら審査に出したところ、それが一部の非難を浴びることになり、文化庁にも多数の投書が寄せられ、また日本レジンによる怪文書や、同社の機関紙での一方的な非難がされたことがあった。

日本レジンとは、ナイフや刀剣の販売をする会社で、後に事件を起こし逮捕された右翼を称する者の会社であったが、当時同社が粗悪な刀剣を売ったことから刀剣協会に苦情が寄せられ、刀剣協会の機関紙「刀剣美術」に広告を載せるのを不許可とした。すると、同社は鈴木氏を逆恨みし、この騒ぎを利用して

鈴木氏を中傷する大キャンペーン（鈴木氏が審査員に圧力をかけて多くの刀を重要刀剣にしているとの）を張ったとのことである。

もちろん、合格刀はすべて基準をみたしており、それ自体に問題はないものの、合格数が余りに多いことから鈴木氏は大変に困惑し、精神的にまいっていたとのことであった。このような中で出来上がったのが平成13年の文化庁とのやりとり文書であることが分かってきた。

- (4) 以上を総合すると、平成13年10月16日に文化庁の方から具体的な「改善内容」の文書を一方的に押しつけたのは、鈴木氏個人と文化庁担当者との一種の合意により、刀剣申請を巡る騒ぎを沈静化するという側面が強くあったもので、その意味では、この文書は文化庁としての監督権行使として出された案ではなく、鈴木氏との間で事態の沈静化に向けて作成された政治的な合意文書にすぎなかったものではないかと推測せざるを得ない。

### 3、平成18年になって「改善案(H13)」が蒸し返された経緯

- (1) もともと、██████に対しては内外からの批判が絶えなかったことから（その批判の当否は別として）、70才の停年時には退職してもらおうということで、平成18年2月末日をもって停年で退職するというのが当協会としての方針ようになっていた。これに対して██████持ち出した弁解が、事務局長には停年はない、との議論であるが、平成18年2月の評議員会では評議員達から痛烈な批判を受け、同会はこの点を巡って紛糾した。しかし、██████そのまま事務局長職に居座り、5月の理事会並びに評議員会で再度、██████退職問題が議論される可能性が高い状況にあった。

このような状況の中で5月の理事会直前の5月17日に突然文化庁から呼び出されたとして、██████文化庁へ赴いている。このとき初めて文化庁より、刀剣商との癒着を批判する怪文書の存在を知らされた。しかも、██████によれば、このとき文化庁から人事は調査処理後とすると命ぜられたと言い始めた（その後に文化庁に確認したところ、文化庁は人事には口を出さないとのことであった）。その結果、橋本会長からは文化庁との問題が片づくまで「人事は凍結する」として、██████退職問題は文化庁との問題処理後止することになったわけである。

なお、橋本会長の指示した人事凍結というのは██████退職人事のことを意味し、ご自身の死後の会長選任のことでない。

(2) ところで平成13年の文化庁とのやりとりについては、この理事会の後の平成18年6月頃になって突然に提起された問題で、[redacted]の方から暴露する形で突然に文化庁担当者に申し出されたことが判明した。

それに基づいて報告書なる文書が[redacted]二人だけの考えで作成され、文化庁へ提出されたのであった。他方で、当協会の[redacted]理事始め多くの理事は平成13年の文化庁とのやりとりも知らず、かつ、このときの改善策に反するという実態についての内部調査をしていたことも知らなかった。

では、[redacted]平成13年のやりとりについて誰から教わり、いつ知ったのか。少なくとも、平成18年7月25日の理事会での[redacted]発言によれば、平成17年春頃には知ったというのであるから、この段階で[redacted]職にある者として、当然、内部的にどう取り扱うのか、また、当面は審査申請に際して理事、職員、審査員やその親族にはご遠慮いただくなどの方策をとるべき義務があったのに、これを全くせずに放置して、むしろ理事の申請を逆に誘引していた可能性さえ否定できない。にもかかわらず、突然に文化庁へこれを違反として暴露するという通常では考えられない行動をとっている（なお、当協会としては、この改善策の存在を知ってからは自主的に理事、職員、審査員が申請を自粛しており、平成18年9月の重要刀剣審査でもこれは守られている）。

(3) しかも、[redacted]当協会の理事に相談することなく、協会の内部資料である刀剣審査申請にかかる文書類の調査を行っただけでなく、調査の結果文化庁の指導に違反しているとして、この責任は[redacted]理事、[redacted]理事にあるとの「処分案」を含む「改善案」なる文書を作成し、[redacted]理事の名で文化庁宛にこの文書を無断で提出している。

しかし、「理事、職員、審査員やその家族からの刀剣審査申請」が出来ないとされる根拠である、平成13年の文化庁とのやりとりについて、[redacted]当時の関係者にあたって事実確認することもなく、一方的にその事実を認めて文化庁との約束であると決め付けただけでなく、理事会や理事らに全く相談することなく、勝手に協会の内部文書を調査し実態を文化庁に通報したり、責任の所在を公正に判断することなく一方的に[redacted]理事らに責任を押しつけるなど、当協会における理事会や理事らの立場を全く無視した独断専行的な行動をとった。

[redacted]によれば、違反の実態調査をすることや、これに違反したことによる処分内容（[redacted]各理事の辞職など）を指示したのは文化庁[redacted]であるとの釈明があるも、文化庁[redacted]はこれを強く否定

している。

それにしても、[ ]は文化庁の職員ではなく、当協会の職員であるため、本来であれば当協会の専務理事、常務理事や理事会等にはかるべきであったと言える。

- (4) 以上の事実から明らかなように、平成18年になって[ ]の方から再び平成13年の改善案の存在を文化庁へ通報し、しかも独断で（文化庁の[ ]指示に従ったと称して）一方的な調査を行い、もって[ ]理事を退職処分しようとしたのが、これら一連の事件であった疑いが非常に強いと言える。

#### 4、公益財団法人の問題について

- (1) 平成18年5月26日にいわゆる公益法人制度改革3法案が成立し、同年6月2日に公布された。これら3法の施行期日は公布から2年6か月とされているので、平成20年12月1日までということになる。

そして、施行されると、当協会は施行日から5年以内に内閣府に設置される委員会に対して公益認定申請をして、その認定を受ける必要がある。この公益認定申請するまでは、5年以内に限り、従来通り文部科学省（文化庁）の監督下で、財団法人としての活動が認められるが、公益認定申請して、これが認められると、新たに内閣府に設置される委員会の監督を受けることになる。

（仮に公益認定申請したとしても、その認定が受けられなかった場合には、改めて一般財団法人としての認可申請を行うことになるが、これは公益目的支出計画についての指導を受ければ認可されることになるので、以降は一般財団法人として存続することになる。）

- (2) ところで、怪文書の中でも、また三匠会からの文書の中でも、このまま文化庁の監督権行使に従わなければ、公益法人が取り消されるとか、公益認定が取得できないとか、理事の審査申請を認めていると公益認定が取得できないとか、公益法人の取消等を巡っていろいろな意見が飛びかっているが、いずれも全く誤った主張である。以下でその理由を指摘しておく。

まず、文化庁は監督権行使などしていない。それは、国会質問のやりとりを正確に読めばすぐ分かることである（資料2参照）。従って、それに従うとか従わないとかの議論はあり得ないことなので、ご心配なきようお願いしたい。

また、文化庁は上記公益法人制度改革3法案が成立した現在、その監督官庁ではなくなる日が近いわけであるから、今さら公益法人の取消を一方的に行うことは常識にてらしてあり得ないことと言える。

次に、理事が審査申請できる制度だと、「その法人の関係者等または営利事業を営む者等に特別な利益を与えないこと」との公益認定基準に違反しているのではないかとの批判があるが、公益認定基準にある「特別な利益を与える」とは、制度として法人関係者に「特別な利益を与えている」場合を言う。例えば、理事の申請の場合は審査なくして合格させてしまうとか、理事には審査費用を要しないなどの場合をいうわけである。理事や職員の場合に審査が不公正に行われているという場合は、この公益認定基準の問題ではなく、審査制度自体の抱える問題点ということになる。

ところで、審査が不公正であるとするれば、当協会の審査受審数がこれ程に増加の一途をたどり、日本だけでなく世界中で評価されるということはあることではない。これは先輩達が、そして現在の審査員達が永い間かかって培った、まさに信用と言えるものである。

従って、公益法人移行にあたり、「理事等の受審制限の是非」を議論しても全く意味のないことがお分かりいただけるものと思う。

## 5、まとめ

以上のとおりであり、現在も文化庁とはお話し合いを継続しております。今後は審査制度の公正さ確保のための諸制度をどうするかなど、文化庁とは平成13年の改善案に拘泥することなく、幅広くお話し合いをいたしておりますので、理事・評議員におかれましては、何卒ご心配なきようお願い申し上げます。

### 添 付 書 類

資料1 年 表

資料2 保坂議員による国会での質疑内容

以上